

青少年の地域活動拠点づくり事業実施要綱

制定 平成19年7月2日こ青育第287号（こども青少年局長決裁）
最近改正 令和3年8月27日こ青育第451号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、様々な体験や交流を行うことを目的とした「青少年の地域活動拠点づくり事業（以下「事業」という。）」の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

（事業手法）

第2条 事業の実施については、青少年の地域活動拠点づくり事業を適切に実施することができる運営団体（以下「運営団体」という。）を選定し、事業補助を行う。

2 第1項の規定に基づき、運営団体の選定に関する事項については、市長が別途定めるものとする。

（事業内容）

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとし、地域の支援や協力を得ながら実施するものとする。

- (1) 中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の運営
- (2) 中・高校生世代を中心とした青少年が、仲間や多世代と交流する機会の提供
- (3) 中・高校生世代を中心とした青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施
- (4) 青少年育成に取り組む地域団体・機関及び支援者との情報交流やネットワークづくり及び人材育成
- (5) 主に中・高校生を対象とした学習支援等
- (6) その他、本市が必要と認める事業

（実施施設）

第4条 事業は、市長が実施するに相当と認める施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

2 実施施設の床面積は原則として50～200㎡とする。

（事業の実施）

第5条 事業の実施日は、原則として、週3日以上とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる日は原則として、休業日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- 3 事業の実施時間は、原則として午後3時から午後8時までとする。
- 4 第1項から第3項までの規定に関わらず、市長が必要と認めた時は、事業の実施方法等に応じた、実施日、休業日及び実施時間を変更することができる。

(対象者)

第6条 事業の対象者は、中・高校生世代の青少年を中心とし、多世代間の交流を促進することを目的として、その他の世代も対象とすることができる。

(事業経費)

第7条 事業の実施に要する経費は、運営団体として選定された団体の自主財源、横浜市からの補助金、各区に予算配付された事業費及びその他収入をもって充てる。

2 前項のその他収入として、事業収入、運営協力費、広告収入、協賛金など、事業の実施に要する経費として充てることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。